夏季誘客用パンフレット制作委託業務に係る仕様書

１　目的

令和７年大分県観光統計調査によると、月別の宿泊客数は６月が最も少なく、次いで７月、９月の順となっている。また、令和８年８月は県内で高気圧に覆われる日が多く、厳しい暑さとなり、県内15観測地点すべてで月平均気温が平年値を上回った。こうした状況を背景に、涼を感じられる観光スポットへのニーズが高まっていると考えられる。

本業務は、県内で涼を感じられるエリアやスポット等の情報発信を強化し、誘客及び県内周遊の促進を図ることを目的とする。

２　委託業務名

夏季誘客用パンフレット制作委託業務

３　委託業務の期間

契約締結の日から令和９年３月31日まで

４　委託業務の内容

委託業務の内容は、次のとおりとする。なお、各業務の具体的な実施方法については、大分県（以下「県」という。）と協議の上、決定すること。

⑴　パンフレットの構成企画

受託者は、次の事項を含むパンフレットの構成を企画し、県と協議の上、決定すること。

- パンフレットのコンセプト
- パンフレットのタイトル
- 掲載するエリア・スポット等の選定及び掲載順
- 各エリア・スポット等の紹介内容及び情報の見せ方
- 掲載するエリア・スポット等の位置や県内の地域区分等を示す県域マップ
- 県内周遊を促すための周遊ルートや、周辺の観光施設、飲食店、宿泊施設等の紹介
- 交通アクセスその他、利用者に必要な情報
- その他、夏季の誘客及び県内周遊の促進に資する事項

⑵　パンフレットの制作

①　仕様

- ページ数：32ページ程度（表紙・裏表紙を含む。中綴じとし、総ページ数は４の倍数とする。）
- 仕上がりサイズ：Ｂ５判（182㎜×257㎜）
- 見開きサイズ：Ｂ４判相当（257㎜×364㎜）
- 色数：全ページフルカラー

②　対応言語

- 日本語

・　英語（日本語版を英訳して制作すること。）

③　成果物

・　冊子：11,000 冊（日本語版 10,000 冊、英語版 1,000 冊）

・　デジタルパンフレット：パソコン、スマートフォン等で閲覧可能な電子ブック形式

・　ＰＤＦデータ：日本語版及び英語版の閲覧用データ

④　校了期限、納品期限及び納品場所

・　校了期限（日本語版）：令和９年３月１日

・　校了期限（英語版）：県と協議の上、決定すること。

・　納品期限：令和９年３月 31 日

・　納品場所：大分県商工観光労働部観光局観光政策課

※　校了とは、県の確認を経て、印刷用データを確定することをいう。

⑶　その他付随する業務

・　制作内容については、県と協議の上、編集会議において決定すること。

・　掲載するエリア・スポット等の選定に当たっては、県及び関係団体（市町村、観光協会等）の意見を聴取すること。

・　本パンフレット掲載用の写真の新規撮影は不要とし、受託者が著作権その他本業務に必要な利用権限を有する写真を原則として使用すること。ただし、編集会議の結果、県及び関係団体（市町村、観光協会等）が保有する写真を使用することとなった場合、受託者は、当該写真の権利者との調整及び本業務に必要な権利処理を行うこと。

・　掲載する写真のうち、受託者が著作権を有する写真から県が指定する 18 枚については、受託者は、当該写真に係る著作権を県に譲渡すること。指定する写真の選定に当たっては、県と受託者が協議するものとし、著作権の譲渡及び著作者人格権の不行使に関する詳細は、「５　成果物の著作権等」に定めるところによる。

５　成果物の著作権等

⑴　著作権の帰属等

①　本業務により新たに作成された成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、県に譲渡するものとする。ただし、受託者又は第三者が従前から権利を有する写真、文章、イラストその他の素材（以下「既存素材」という。）に係る著作権は、この限りでない。著作権の譲渡に係る対価は、委託料に含むものとする。

②　４⑶に基づき、受託者が著作権を有する写真のうち県が指定する 18 枚について、受託者は、当該写真に係る著作権を県に譲渡すること。県は、当該写真を期間、地域及び利用方法の制限なく、追加の対価を要することなく、印刷物、県のウェブサイト、ＳＮＳその他の媒体において、複製、編集、加工、公表及び公衆送信その他の方法により利用できるものとする。著作権の譲渡に係る対価は、委託料に含むものとする。

③　前項に定める 18 枚以外の写真については、著作権を県に譲渡することを要しない。ただし、受託者は、県が当該写真を本パンフレットの制作、印刷及び配布並びにデジタルパンフレット及

びＰＤＦデータの作成、掲載及び配信に利用するために必要な許諾を、権利者から取得すること。また、当該許諾には、本パンフレット等の制作に必要な複製、編集及び加工を含むものとする。なお、許諾の取得に係る費用は、委託料に含むものとする。

④　受託者は、本業務により新たに作成された成果物及び②に定める写真について、著作者人格権を行使せず、当該成果物又は写真の著作者にも行使させないものとする。また、そのために必要な手続を行うこと。県は、①及び②に基づき著作権の譲渡を受けた成果物及び写真を複製、編集又は改変することができる。ただし、既存素材については、取得した利用許諾の範囲内で利用するものとする。

⑵　権利関係の処理

①　成果物に含まれる第三者の著作権、肖像権その他の権利に係る許諾の取得、交渉その他必要な処理は、受託者の責任において行うものとし、その経費は委託料に含むものとする。受託者は、成果物及び県によるその利用が第三者の権利を侵害しないよう、必要な措置を講じること。

②　成果物に関して第三者から異議の申立て又は紛争の提起があった場合は、受託者の責任及び費用負担において対応するものとする。

６　機密保持及び個人情報保護

本業務を通じて知り得た機密情報及び個人情報については、「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

７　その他

⑴　本業務の実施に当たっては、県と必要な協議及び打合せを十分に行い、県の指示に従って業務を遂行すること。

⑵　本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。

⑶　本業務の実施に当たり事故等が発生した場合は、受託者の責任において必要な措置を講じるとともに、速やかに県へ報告すること。

⑷　本業務の実施に伴い生じた損害は、受託者が負担するものとする。ただし、当該損害が県の責めに帰すべき事由により生じた場合は、県が負担するものとし、その負担額は県と受託者が協議の上、決定すること。

⑸　受託者は、本業務全体を統括する責任者を置き、業務の遂行に必要な人員を確保すること。また、業務実施体制表を作成し、県に提出すること。

⑹　受託者は、本業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合であって、事前に県と協議の上、書面により県の承認を得たときは、この限りでない。